

今、人権とは何か？

人権論の今日

東京経済大学 寺中 誠

AMNESTY
INTERNATIONAL



人権の三要素、経済活動の根幹

AMNESTY
INTERNATIONAL



- 自由
「契約自由の原則」
すべての契約は自由意思に基づいて、自由に締結できる。
「自由意思」を持つ近代的人間を前提とする
- 平等
「契約当事者間の平等の原則」
不平等契約の排除 = 契約の安定を崩すため
契約である以上、両当事者は「平等でなければならない」
- 博愛／信頼
「信義誠実の原則」
契約は適切に履行されることを前提としている。
不適切な履行は損害賠償の対象になる。

「強い人権観」と「弱い人権観」

AMNESTY
INTERNATIONAL



- 自由意思を持ち、その意思を表示する人びとを対象とする近代的人権観
= 強い人権観
西欧近代においては、
「西欧人」「成人」「男性」「市民（資産を持つ人）」などが人権の享有主体として暗黙の前提にされていた。
- 植民地出身者、子ども、女性、無産階級などの「マイノリティ」に基礎を置く人権観 = 弱い人権観
自立が困難な人びとのための人権観 / ホームレス問題など
性的マイノリティ（LGBT）の人権などの問題
- 福祉に依存せざるを得ない人びとの権利を、福祉アプローチでなく、人権アプローチで捉えなおす。→ 現代的な人権問題
= 脱植民地主義的人権観

人権「手段」論

AMNESTY
INTERNATIONAL



- 価値としての「人権」
- 法としての「人権」

- 人権「価値」論 vs. 人権「手段」論

- 法は「手段としての相当性」を要求する = デュー・プロセス
- 「切り札としての人権」論、「憲法訴訟」論など

- 人権は、それを守るための不断の努力によって構成されるもの。
(人権は最終的に実現を完了すべき「価値」ではなく、そのような手段を用い続ける「運動」だという理解)
リチャード・ローティらの人権観など
* 「人権について」みすず書房 所収

「人権」 侵害の広がり

AMNESTY
INTERNATIONAL



グローバリゼーションの世界

AMNESTY
INTERNATIONAL



- 人、モノ、カネ、情報が、国境を超えて流通する世界。
- 世界をまたにかけて活躍する「コスモクラート（世界市民）」が脚光をあびる一方、「移住」は限定的。
- 「世界人口の98%は「移住」しない。」



国際問題における「人権」

AMNESTY
INTERNATIONAL



- 格差のグローバル化
国内の法制度だけで人権を理解することは無理
グローバル経済／新自由主義経済の中での「人権」の捉え直し
- 経済的・社会的・文化的権利の重視へ
市民的・政治的権利中心の人権観から経済的・社会的・文化的権利との不可分性／相互依存性を強調する人権観へ
- 人権享有主体別の人権観へ
人権のカタログ論から、誰のための人権か、を明確化させる人権論へ
→弱い人権観
- グローバル経済に影響を与える人権問題
融資、投資と人権

人権論の二つの面

AMNESTY
INTERNATIONAL



- カタログ的人権観
人権二分論（自由権 vs. 社会権）「社会権は漸進的」
強い人権観と親和性がある
- 人権享有主体別の人権観
権利を確保すべき主体は誰なのか？
「マイノリティ」のための人権観 = 弱い人権観
- 「人権の相互依存性、不可分性」
社会権をめぐる論じられることばだが、「強い人権観」から「弱い人権観」への転換を示唆することばでもある。
- 福祉アプローチからの脱却と人権アプローチの採用

「福祉」アプローチと「人権」アプローチ

AMNESTY
INTERNATIONAL



人権アプローチ
「要求する」もの
各自の必要に応じる
ニーズベース



福祉アプローチ
「施す」もの
パターンリズム
平等原則

「権利を持つ権利を奪われた人びと」

AMNESTY
INTERNATIONAL



- 自由権中心だけでは把握しきれない現実
- 「貧困」「飢餓」は人権の侵害である



「権利基盤アプローチ」

- 「権利尊重」および「差別禁止」
- ライツホルダーの「自律」「主体性」
- ライツホルダーの「参加」
- 社会への働きかけ



権利基盤アプローチへの潜在的な批判

AMNESTY
INTERNATIONAL



- 「エンパワーメント」とは、ともすれば「強い人権観」にとりこまれてしまう概念なのではないか？
→その結果として、「南」の「自己責任論」が台頭してしまう。
- 「北」の政府、人びとの責任は問われないのか？ 新たな植民地主義の広がりなのではないか？
→新自由主義的な人権観の台頭（階層化社会の事後肯定）
- 企業など、政府以外の主体は、どこに位置づけるのが適当なのか？ あくまで副次的な責任主体（義務を負う者）としてしまうと、具体的な人権侵害事例について、実質的に企業を免責していることにならないか？
→「企業の社会的責任」論の隆盛
→そこからの脱却を目指す企業と人権論（ラギー・フレームワーク）

どうすれば「人権」を強化できるのか

AMNESTY
INTERNATIONAL



- ツールとしての人権を強化するために「訴訟可能性」を拡大する
経済社会権の裁判規範性を強め、裁判闘争において「人権」を活用
- 国内法における人権規定を国際人権法での規定、解釈に同期させる
実質的にグローバルな人権保障体制を構築する
= 国内法のほうが具体的規定を備えていることを重視
→ 国際刑事法の規定や手続きを、国際標準として重視
- 司法的／準司法的な手続きを通じて、各国の人権救済措置を充実させる
国内人権機関や他の裁判外の手続きも視野に入れる
- 財政投融資機関に働きかけて人権政策を投融資にも反映させる
国際外交や企業と人権の問題にも影響（ポストMDGなど）